

平成 28 年度 新和田トンネル有料道路

橋梁撤去工事に伴う設計業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は土屋橋(以下「本橋」という。)の橋梁撤去工事に伴う設計業務(以下「本業務」という。)に適用する。

2 業務目的

本業務は、一般国道 142 号(新和田トンネル有料道路)上を横過している「土屋橋梁」は本有料道路の開通に伴い、分断される林道に対する補償工事として建設され利用されてきたが、当該橋梁の経年劣化に伴う老朽化により、橋梁上の通行及び有料道路の通行の安全を確保するため、本橋を撤去する必要がある。安全性と経済性を考慮しつつ撤去設計を行うことを目的とする。

3 業務内容

本業務は、主として本橋の上部工の撤去設計を行うものであり、実施項目毎の業務内容については以下によるものとする。

(1) 事前調査

施工計画を作成するための現地踏査をするもので、機械及び材料の搬入出経路、仮設の要否及び規模(ベント設置位置の測量)、交通量、交通規制、その他調査を実施するために必要な現場の概況を調査記録する作業

(2) 撤去設計

本橋の上部工の撤去に関して新和田トンネル有料道路の交通特性、交通環境、地域特性を含む基本条件・制約条件を整理したうえで、考えられる複数の工法について施工性、経済性等の観点から総合的に整理したうえで、最適な撤去工法の選定及び設計計画、設計計算を行い、工事発注に必要となる設計図、数量計算書の作成、概算工事費の算出を行うものとする。

また、橋梁撤去後の安全施設(ガードレール等)の設計も含むものとする。

(3) 打合せ協議

打合せ協議は下記を標準とする。中間打合せは必要な回数を実施する。

- ア 業務着手時
- イ 中間打合せ
- ウ 成果品納入時

中間打合せにおいては、照査技術者立会のうえ、監督員による照査内容の確認を受けるものとする。なお、主任技師0.5人を計上しています。

(4) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務共通仕様書（共通編）に準じて作成するものとする。

なお、下記の項目について解説しとりまとめて記載した設計概要書も併せて作成するものとする。

- ア 現橋の設計諸元
- イ 工法選定の経緯及び選定理由（工法比較表）
- ウ 検討内容及び問題点、特に考慮した事項
- エ 撤去工事数量、概算工事費の総括
- オ 撤去段階での注意事項・検討事項
- カ 撤去工事特記仕様書（〇〇工事、〇〇工事）

業務委託設計書に添付する特記事項

1 業務箇所

路線名	市町村名	箇所名
新和田トンネル有料道路	小県郡 長和町 和田	土屋橋

2 業務内容

業務	内容
橋梁上部工撤去計画策定	・単純非合成鉄桁橋 L=29.0m W=5.0m

3 業務期間

着手日から 平成 29 年 3 月 10 日まで

4 成果品

業務	概要	摘要
設計業務	特記仕様書のとおり	3 部 (紙ベース 3 部+電子媒体 3 部)

5 業務委託を実施するにあたっての条件等

項目	作業内容
電子納品	電子納品 電子納品の対象業務とする。
打合せ協議	業務着手前及び成果品納入時、中間打合せの 3 回を標準とし計上しています。 なお、新たな業務の追加がない限り、回数は設計変更対象とはなりません。
現地調査	各種試験が必要な場合は監督員に協議すること。変更対象とします。

6 その他

共通仕様書及び特記事項について疑義のある場合は、入札前に（あらかじめ指定された期日までに）書面での回答を求めてください。

【別記1】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成22年7月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品要領 (案) | 平成20年 5月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 (案) | 平成20年 5月 |
| ・ CAD製図基準 (案) | 平成20年 5月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 (案) | 平成20年 5月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 (案) | 平成20年12月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 (案) | 平成20年12月 |

ガイドライン類

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・ 電子納品運用ガイドライン (案)【土木工事編】 | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン (案)【業務編】 | 平成21年 6月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン (案) | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン (案)【測量編】 | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン (案)【地質・土質調査編】 | 平成18年 9月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き (案) [土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き (案) [業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- | | |
|--|----------|
| ・ 電子納品チェックシステムVer7.1 | 平成21年 8月 |
| ・ S X F ブラウザVer3.16 (CAD製図基準類H16.6に基づいて作成された図面を見る場合) | 平成20年 8月 |
| ・ <u>S X F ブラウザVer3.20</u> | 平成21年 3月 |

注) 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、原則として工事等の着手時の最新版を適用する。
ただし、工期内に要領・基準類の改訂があった場合や、過渡期において受発注者の環境が整わない等の場合は、協議の上、適用世代を定めることができることとする。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」：
http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」：
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム：http://www.cals-ed.go.jp/index_dl.htm
- S X F ブラウザ：http://www.cals-ed.go.jp/index_dl2.htm

【別記3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書

(電子納品)

第1 本業務は、電子納品対象業務とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有)

第2 本業務は、情報共有対象業務とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

(着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

(電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(業務完成図書の提出部数)

第7 本業務の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R・DVD-R) | 3部 (正・副) |
| | 紙媒体 | 3部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 3部 (その他、特記仕様書による) |

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み：

<http://www.pref.nagano.jp/doboku/kanri/gikan/system/cals/cals-main.htm>

- ・ 電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・ 電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート（業務用）
- ・ ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領